

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

関東（長野）国民年金 事案 5300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 57 年 3 月頃、私は国民年金の加入手続を A 市役所で行った。申立期間の国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分を一緒に銀行で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 3 月頃、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、申立期間の国民年金保険料は、その妻が夫婦二人分を一緒に銀行で納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、オンライン記録によると、申立期間に一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、当該期間は納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月11日から同年6月1日まで
昭和33年4月1日から平成14年4月22日までC社に継続して勤務していたので、A社B工場に係る資格取得日を昭和37年5月11日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった退職処理明細及び社員名簿並びに事業主の証言から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（C社からA社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、申立期間について、「申立人は、転勤でB工場に行ったと思う。」と供述していることから、昭和37年5月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和37年6月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで
A社からB社に異動したが、1日の空白もなく勤務していたので、A社に係る資格喪失日を昭和48年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に、A社からB社に異動した同僚のA社における在職期間証明書により、当該同僚の退職日が昭和48年10月31日であることが確認できることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の定時決定の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」に、申立人の資格喪失日が昭和48年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 12 月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されてないので、調査確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分の一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対

し、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認ができ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和30年9月25日から同年10月1日まで
③ 昭和30年11月1日から31年1月11日まで

国（厚生労働省）の記録では、申立期間①の4か月間及び申立期間②の1か月間が欠落している。実際には、昭和27年5月1日から30年11月1日までA社本社と同社B支店の両事業所に継続して勤務していた。

また、申立期間③については、C社に昭和30年11月1日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金の被保険者資格取得日は31年1月11日となっているのもおかしい。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、事業主の回答から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保有する賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ7,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、申立人が提出した、申立人宛てに送られてきた郵便物の宛先にC社のD現場の住所の記載があり、申立人が申立期間③当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社の事業主は既に死亡しており、当時の同僚及び申立人が記憶している同僚もほとんど死亡している上、唯一照会できた同僚についても、申立人の申立期間③の厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている被保険者資格取得日はいずれも昭和31年1月11日であり、この日付はオンライン記録の被保険者資格取得日とも一致している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の賞与に係る支給日を平成19年2月1日、標準賞与額を23万6,000円に、申立期間②の賞与に係る支給日を同年12月10日、標準賞与額を34万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月
② 平成19年12月
③ 平成20年2月

A法人において、平成19年2月、同年12月及び20年2月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係るB銀行C支店の取引明細表により、申立人が当該期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る賞与額について、毎月の給与額とほぼ同額であったと述べているところ、上記取引明細表により確認できる振込額に控除されていたと推定される社会保険料及び税金等を積算すると、申立期間①当時の標準報酬月額にほぼ一致する。

さらに、申立人を含め申立期間①に係る賞与明細書を所持する者は確認できないものの、複数の者が、その所持する賞与明細書及びオンライン記録により、A法人において平成18年及び19年に賞与の支給を受けたことが確認できるところ、これらの者が所持する賞与明細書には、オンライン記録において標準賞与額の記録が確認できない期間も含め、賞

与からの厚生年金保険料の控除が確認できることから、同法人は当該年においてはその支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①における標準賞与額については、前述の取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る賞与の支給日については、前述の取引明細表から、平成19年2月1日とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人に係るB銀行C支店の取引明細表及び普通預金通帳の写しにより、申立人が当該期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間②において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準賞与額については、前述の取引明細表及び普通預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、34万9,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る賞与の支給日については、前述の取引明細表及び普通預金通帳の写しから、平成19年12月10日とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立期間①及び②の賞与に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間③については、前述の取引明細表により、A法人からの給与の振込みは確認できるものの、当該期間に係る賞与の振込みは確認できない。

また、A法人は既に閉鎖しており、申立期間③当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 12 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち申立期間の標準報酬月額については、月額変更届が2年経過後に提出されたため、厚生年金保険法第75条の規定により保険給付に反映されていないので、訂正後の標準報酬月額を保険給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年5月に9万8,000円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、賃金台帳により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う役員報酬が支給され、当該標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、上述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、上記月額変更届を提出していることから、年金事務所は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 38 年 9 月 26 日まで
② 昭和 38 年 9 月 26 日から 41 年 7 月 17 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 23 日から同年 10 月 25 日まで
④ 昭和 42 年 1 月 11 日から同年 3 月 27 日まで
⑤ 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 12 日まで
⑥ 昭和 44 年 5 月 19 日から同年 6 月 19 日まで

夫の年金記録を年金事務所で確認してもらった際に、自分の記録も確認してもらったら、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっていると言われた。脱退手当金をもらった覚えは無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和45年10月16日に支給決定されたことになっている上、申立人の資格喪失日前後2年間に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格者は6人確認できるところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」の表示が確認できない。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名は、旧姓のままであることが確認でき、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和45年1

月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、支給されたとする額は、法定支給額と4,425円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで
厚生労働省の記録によると、A法人における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成18年3月31日となっているが、同日まで勤務しており、被保険者期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB法人から提出された申立人の退職に係る辞令及び給与明細書、申立人から提出された退職手当計算書、B法人から提出された人事台帳並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人が、平成18年3月31日までA法人に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、前述

の申立人及びB法人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、B法人は不明としているが、同事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日について「平成18年3月31日」と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで
昭和37年1月21日からA社に勤務し、38年6月1日付けで、グループ会社であるC社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日は昭和38年5月31日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に
係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月まで

20 歳になった以降、A市から度々国民年金の加入勧奨があり、22 歳になる昭和 62 年 6 月頃に、同市から電話がかかってきたので国民年金に加入する旨を伝えた。

その後、A市から国民年金に加入したとする証明書が届き、次に 24 か月分の納付書が送付されてきたので、昭和 62 年 8 月か同年 9 月に父に約 18 万円の国民年金保険料を出してもらい、私自身がA市役所か同市役所B出張所に納付書と国民年金保険料を持参して納付し、領収書は後日郵送されてきた。

領収書は現在見当たらないが、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 8 月か同年 9 月に父に約 18 万円の国民年金保険料を出してもらい、私自身がA市役所か同市役所B出張所に納付書と国民年金保険料を持参して納付した。」と申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで
私が20歳になった頃、場所は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、昭和50年4月に就職するまで保険料を納付した。
申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった頃、場所は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、昭和50年4月に就職するまで保険料を納付した。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年5月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録では申立人の国民年金被保険者の資格取得日は同年同月1日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5303（栃木国民年金事案 629 及び 744 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、父の A（金融機関）の口座から口座振替で国民年金保険料を納付していた。また、昭和 46 年頃には B 市（現在は、C 市）職員が集金に来て、自分で納付した記憶もある。申立期間が未納とされており、過去 2 回にわたり年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、納付期間と認められなかった。このような結果には納得がいかない。

今回、新たな資料を提出するので、再度調査し、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 1 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、さらに、46 年頃に自宅に集金に来た B 市職員に納付したとの主張についても、当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できないことなどから、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、年金記録確認栃木地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして、5 点の資料を提出し再申立てを行っているが、申立人の提

出した資料及び主張は同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして同委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、i) 平成 5 年に再発行された年金手帳、ii) 年金の支払い方を示す平成 7 年頃の通帳の写し、iii) 申立期間当時、同居していた母及び親戚の年金記録など、合計 7 点の資料を提出している。

しかしながら、年金記録確認関東地方第三者委員会においてこれら提出された資料について検証したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料とは認められず、そのほかに年金記録確認栃木地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）国民年金 事案 5304（新潟国民年金事案 730 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年12月まで

私は、昭和41年9月に会社を退職後、婚姻（41年12月）を契機に国民年金の加入手続を行い、保険料は地区の組長に夫の分と一緒に納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の年金記録は未加入となっていることに納得できない。

今回、申立期間において国民年金に加入していた証拠として、取得年月日が「昭和41年10月19日」と記載されている国民健康保険被保険者証のコピーを提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A町役場及び社会保険事務所（当時）の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月6日を任意加入の資格取得日として同年1月30日に払い出されたことが確認できることから、申立期間は任意の未加入期間として取り扱われ、制度上、保険料を納付できなかったものと推察されること、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年6月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として取得年月日が「昭和41年10月19日」と記載されている国民健康保険被保険者証のコピーを提出し再申立てを行っているが、国民健康保険と国民年金はそれぞれ別の制度であるため、当該資料をもって、申立期間において申立人が国民年金被保険者であったことを裏付ける新たな資料とは認められず、そのほかに年金記録確認新潟地

方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5305

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から46年2月まで

昭和41年3月に結婚後、義母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を家族の分と一緒に納付していた。義母からは私の分も納付していると聞いていたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に結婚後、その義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料も家族の分と一緒に納付していたと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその義母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から56年7月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から56年7月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私の将来のことを考え、父が昭和50年10月頃、A町役場（現在は、B市役所A町支所）で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の将来のことを考え、父が昭和50年10月頃、A町役場で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年11月頃に払い出されたと推認され、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、「昭和57年4月1日」となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5307（埼玉国民年金事案 2854 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、婚姻した直後に夫に勧められて、夫と共に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて、同市役所同支所で納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和 48 年 10 月 3 日 任」との記載があることから、申立人は昭和 48 年 10 月頃に任意加入手続を行ったと推認でき、加入時点では申立期間の国民年金保険料は制度上納付できないこと、ii) 申立人に対し、37 年 6 月から同年 9 月頃に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号に係る特殊台帳には、「不在確認 39・12・15」と記載されていること、iii) 申立人は、A 市役所から送付された納付書により保険料を納付していたとしているが、同市の当時の保険料収納方法と申立人の申述する納付方法が一致しないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について新たな証拠及び証言は無いとしており、年金記録確認関東地方第三者委員会においてオンライン記録の氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 26 日から 51 年 7 月 1 日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額について8万円とされているが、確実にこの額より高いはずである。当該期間の標準報酬月額が相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、申立人の給与について、「具体的な金額は記憶に無く、資料も残っていない。」と回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、申立人の被保険者記録について、「保存期間経過のため、申立人の標準報酬月額については不明である。」と回答している。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立期間における申立人の標準報酬月額は8万円と記録されているところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
申立期間に A 区 B 地区にあった C 事業所に勤務していた。昭和 37 年 3 月 * 日に結婚することになったので、D 社長から結婚するのであれば社会保険に加入させるとの話があったことを鮮明に記憶しており、厚生年金保険に加入していないことに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所はオンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないところ、申立人が主張する事業所の所在地にある町内会関係者は、「申立期間当時、町内に E 工場があった。E 工場は F 社だった。」と回答しているため、F 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録が確認できる 10 人のうち連絡可能な 7 人に照会し、回答があった 4 人のうちの 1 人は、「申立人は同じ職場の同僚だった。」と供述していることから、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

また、F 社の元事業主は、「昭和 44 年に廃業し、当時の資料は何も残っていない。申立人の勤務及び保険料控除等は不明であるが、社会保険の適用については、若い人はすぐに辞めてしまうので、しばらく様子を見てから社会保険に加入させていたと思う。当時はどこの会社もそうだった。」と回答している上、当時の社会保険担当者を含む複数の同僚は、「試用期間中は加入できなかった。」と供述しており、社会保険担当者は、「自分が入社した当時、前任の事務員から社会保険は、1 年間は加入させ

ないように言われた。試用期間の1年間は社会保険の加入は無かったと思う。加入は社長権限だった。」と供述している。

さらに、F社の被保険者名簿において、上記同僚を含む複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、記憶する入社日よりも7か月から19か月遅い時期であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8116

第1 委員会の結論

申立期間①、③及び⑤について、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②及び④について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月20日から26年3月1日まで
② 昭和26年3月1日から同年6月1日まで
③ 昭和26年6月1日から29年5月21日まで
④ 昭和29年5月21日から同年7月1日まで
⑤ 昭和29年7月1日から33年5月1日まで

厚生労働省の記録によると、申立期間①、③及び⑤に係る脱退手当金を受給したことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

また、A社及びB事業所に勤務した期間のうち、申立期間②及び④が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び⑤について、当該期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、B事業所に係る資格喪失日（昭和33年5月1日）から約2か月後の同年6月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和36年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほ

かに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B事業所は同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間において両事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和26年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になった同年6月1日に被保険者資格を取得し、所在が確認できた同僚13人に照会したところ4人から回答があったが、申立人の勤務実態について記憶している同僚はいない上、そのうち一人の同僚が「会社が名称を変更したのは、当時、会社が労働組合と労働争議でもめていて、会社を一時閉鎖してC事業所となったからである。」と供述している。

- 3 申立期間④について、B事業所において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和29年5月21日に被保険者記録を有する同僚145人の記録を確認したところ、134人が申立人と同様に資格喪失しており、うち110人が申立人と同様に同年7月1日（14人は同年6月）に再取得していることが確認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、再取得した同僚に照会したが、申立人の勤務実態について記憶している同僚はいなかった。

- 4 申立期間②及び④について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてA社の事業主は記載されておらず、B事業所の事業主は、記載があるものの同社における被保険者記録が確認できない上、両事業所の商業登記簿は確認することができないことから、いずれも照会することができない。

また、申立人が申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 31 日から 59 年 2 月 1 日まで
昭和 50 年 1 月に A 社に入社し、59 年 1 月末日まで継続して勤務していた。申立期間は、同社の委託店長として B 店に在籍出向していたが、継続して A 社から給与を支払われていたため、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 13 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金の届出等について確認することができず、当該期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚が、申立人は申立期間頃 A 社を退職し、B 店の個人経営者となった旨の供述をしている上、申立期間当時給与事務を担当していた A 社の事業主の義姉は、在籍出向という勤務形態の者はいなかったと思うとしている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与支給額と異なり低額となっているので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額よりも低額な記録となっていると申し立てている。

しかしながら、A社は、人事関係資料が保管されていないため申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている上、申立期間当時に被保険者記録のある3人に照会し、回答のあった二人の同僚は、申立人の在職の有無を含めて不明と回答しているため、申立人の申立期間における給与額及び保険料の控除に係る供述が得られない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の資格取得時賃金月額が 15 万円であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と合致している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 16 日から 54 年 4 月まで
② 昭和 59 年 8 月 24 日から 60 年 4 月まで

申立期間①はA社（昭和 54 年 4 月 1 日にB社C製作所に名称変更）で、申立期間②はD社又はE事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出を受けた賞与明細書及び昇給通知書により、申立人がA社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の夫が勤務する事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①について申立人は、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、申立期間①のうち昭和 53 年 5 月から 54 年 4 月までの期間が国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、事業主及び同僚からは、申立期間①における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険への加入並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、D社かE事業所のどちらかで勤務していたと供述している。

しかしながら、D社の事業主及びE社の事業主からは、申立期間②における申立人の申立事業所に係る勤務実態、厚生年金保険への加入並びに保険料の控除をうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

また、上述の両申立事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、申立期間②における申立人の申立事業所に係る勤務実態、厚生年金保険への加入及び保険料の控除をうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、E社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月頃から 61 年頃まで
② 昭和 62 年 6 月 15 日から 63 年 6 月 10 日まで
③ 平成元年 5 月 15 日から 3 年 10 月 15 日まで

申立期間①又は③についてA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。また、申立期間②については、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、C市からの回答により、申立期間①は国民健康保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、事業所番号等索引簿により、A社は平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

加えて、事業主及び同僚からは、申立期間①における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険への加入並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得られない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、C市からの回答により、申立期間②は国民健康保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、事業主及び同僚からは、申立期間②における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険への加入並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得られない。

3 申立期間③については、オンライン記録により、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

また、C市からの回答により、申立期間③は国民健康保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、事業所番号等索引簿により、A社は平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③のうち平成元年5月15日から2年6月30日までは厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

加えて、事業主及び同僚からは、申立期間③における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険への加入並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得られない。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。